# 特記仕様書

# 1 総 則

### (1) 各事業区域共通

- ① 事業の実施に当たっては、豚熱 (CSF) の感染拡大防止のため、神奈川県におけるCS F対策を熟知して適切な対策に努めること。
  - ※神奈川県における豚熱対策については、下記URLを参照のこと
  - https://www.pref.kanagawa.jp/docs/w5c/cnt/f535305/test-csf.html
- ② 事業実施にあたり問題が生じるおそれがある場合、事前に監督職員の指示を受けること。 その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ、実行すること。

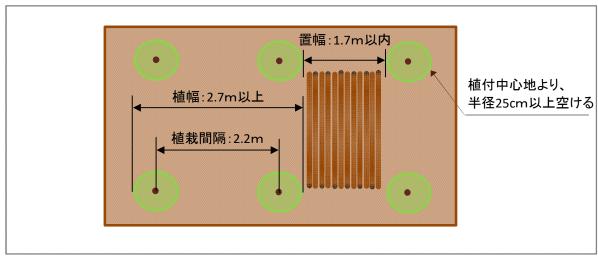
## 2 地 拵

### (1) 作業方法

本作業に当たっては、標準仕様書によるほか、以下のとおりとする。

- ① 獣害防護柵(以下、柵)のネット設置箇所に存在する切り株等は、可能な限り地際から処理すること。
- ② 本作業における植幅及び置幅は以下のとおりとする。 (図1参照)

作業種	作業仕様	適用林小班等	
全刈地拵	植幅 2.7m 以上	0.0000	
上刈地桁	置幅 1.7 m 以内	280112	



③ 枝条等の集積にあたっては、柵の設置に影響のない場所に集積すること。また、柵の修繕 等を行う際に支障とならないよう、適宜間隔を開けて通路を確保すること。

④ その他、地形等により集積できない場合等は監督職員と協議し、指示を受けたうえで作業 を行うこと。

## 3 獣害防護柵設置

#### (1) 作設位置

作設位置は、測量杭又は別紙位置図に示してある箇所とする。ただし、地形、土質条件により設置が困難な場合は監督職員と協議すること。

#### (2) 構造等

別紙標準図のとおり

#### (3) 作設方法等

- ① 支柱は地中に50cm打込み、柵高は1.8mとし、設置した際に容易に抜けたり、倒れたりしないようにしっかり固定すること。なお、現地には一部スコリア土質の箇所があるため、なるべく避けて設置するようにし、やむを得ない場合には監督職員に協議のうえ50~70cm程度まで打込み支柱の安定性を確保すること。
- ② 支柱設置間隔は3mを標準とし、地形や勾配に応じて調整すること。
- ③ 支柱と本体部ネットの固定は、ステンレスカット線により3点以上とする。
- ④ ネットは網目70 mmとし、強度に優れたものを使用することとし、地面への接地部にはもぐり込み防止を目的とした幅30 cmの折り返しを設けること。
- ⑤ 設置部の押さえロープはアンカー杭により2本設置して固定させること。また、折り返し端の裾押さえロープはアンカー杭により支柱間に3本設置して固定させること。
- ⑥ 控え用ロープは支柱5本毎に1本設置とするが、地形や現地状況により力のかかる方向を 考慮して設置すること。
- ⑦ 出入口は支柱間1mを標準とし、設置箇所は別紙位置図兼基本図挿入図のとおりとする。
- ⑧ 沢部等の倒壊のおそれが高い箇所について、補修にかかる労務及び資材の軽減を図ること を目的に、意図的に外周と結合させない独立転倒方式による構造とする。(設置場所は別紙 位置図兼基本図挿入図を参照)

なお、大雨等の際には単独で倒壊させる必要があるため、支柱どうしは完全には結合させないが、針金等によりシカ等の安易な侵入を防止する程度に固定させること。

- ⑨ その他、施工にあたり疑義が生じた場合は監督職員と協議し、指示を受けること。
- ⑩ 設置後、余分な資材が生じた場合には、監督職員に引き渡すこと。

# 4 植付

## (1) 苗木の仕様

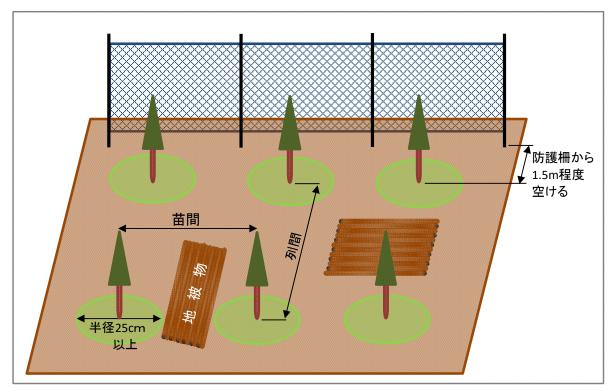
樹	種	区	分	長	さ	根本径	コンテナ容量	適用
ヒノキ 花粉症対策苗		コンテナ苗		3 0 以		3. 5 m m 以上	150cc または 300cc	

## (2) 箇所別の植付本数及び苗木の植付間隔

林 小 班	樹種	ha あたり の 植付本数 (本/ ha)	苗 木 の 植 付 間 隔 (水平距離(m))		適用
			列間	苗間	<u>лв</u> /П
280112	ヒノキ	2, 100	2. 2 m	2. 2 m	花粉症対策苗

## (3) 作業方法等

- ① 苗木の納入にあたり、発注者と植付時期の調整を事前に行うこと。
- ② 苗木の標準的な植付方法については下記イメージ図(図2)のとおりとする。



# 5 下刈

## (1) 作業方法

- ① 事業内訳書によるほか、下草の繁茂状況に応じて着手するものとし、事前に監督職員と打合せのうえ実施すること。
- ② 刈払いの対象から除外する除地については、別紙位置図兼基本図挿入図のとおりとし、事前に監督職員と現地状況について確認すること。

また、事業実行当時やむなく作業道上に植付した箇所(103は1及び108に3林小班)においては、除地の対象にしていないため注意すること。